

目次

第1節 総則	1
第1条（約款の適用）	1
第2条（約款の変更）	1
第3条（用語の定義）	1
第4条（本商品の内容）	1
第5条（オプションサービス）	1
第6条（おまとめサービスの内容）	2
第7条（提供条件）	2
第8条（申し込み）	2
第9条（申し込みの承諾）	2
第10条（利用契約の成立）	3
第11条（契約期間）	3
第12条（おまとめサービスの申し込みおよび利用開始）	3
第13条（料金等の支払方法）	3
第14条（利用契約の更新）	3
第15条（利用契約の解除）	3
第16条（利用契約の解約）	4
第17条（利用契約終了後の契約）	4
第2節 雑則	4
第18条（損害賠償の免責）	4
付則	5
●ケーブルプラス電話に関する特約	5
別記	5

定期契約商品契約約款

第1節 総則

第1条（約款の適用）

株式会社ケーブルテレビ品川（以下「当社」といいます。）は、放送法（昭和25年法律第132号）およびその他の法令に従い、当社の定めるケーブルテレビ品川サービス契約約款（以下「共通約款」といいます。）、基本サービス利用契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）および定期契約商品契約約款（以下「本契約約款」といいます。）に基づき、次の各号で定めるサービス（以下「基本サービス」といいます。）をパッケージ化した商品として定期契約商品（以下「本商品」といいます。）を提供するものとします。

- （1）しながわ光 テレビジョンサービス契約約款に定める「しながわ光 テレビジョンサービス」
- （2）しながわ光 インターネットサービス契約約款に定める「しながわ光 インターネットサービス」

第2条（約款の変更）

当社は、次条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく本契約約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本契約約款によるものとします。

2. 本契約約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第3条（用語の定義）

本契約約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
申込者	本商品の利用申し込みをする個人
加入者	当社と利用契約を締結している個人
利用者	加入者が締結した利用契約に基づいて、本商品を利用する者
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
告知	広く多くの相手に情報を伝えること
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること

第4条（本商品の内容）

本商品は、別記に定める種類があり、基本サービスを組み合わせて、契約期間中、別途定めるケーブルテレビ品川サービス料金表（以下「料金表」といいます。）に定める料金で提供するものとします。

2. 当社は、別記に定める通り、加入者に機器を貸与します。
3. 前項において、加入者所有の当社販売機器にて本商品を利用することも可能ですが、月額利用料における減額等の措置はありません。

第5条（オプションサービス）

本商品で提供するオプションサービスのサービス種目（以下「オプションサービス種目」といいます。）は次の通りとします。

オプションサービス種目
おまとめサービス

2. 加入者は、本商品の利用契約なくオプションサービス種目のみ申し込むことはできません。
3. 当社は、オプションサービス種目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第6条（おまとめサービスの内容）

おまとめサービスは、加入者が、当社の指定する方法により以下の提供事業者の提供する定額制動画配信サービスを契約することで、おまとめサービスの契約期間中、料金表のとおり、本商品の月額利用料を通常より割り引いた料金で提供するものとします。おまとめサービスの月額利用料の支払いは本商品の支払方法と同一となります。なお、おまとめサービスの月額利用料は提供事業者が定める料金に準じるものとします。

提供事業者	サービス品目
HJ ホールディングス株式会社	Hulu
DAZN Japan Investment 株式会社	DAZN

2. おまとめサービスの利用にあたり、加入者は、提供事業者の利用規約等へ同意し、準拠することとします。
3. 提供事業者は、提供事業者の利用規約等の定めに従い、利用規約等を変更することがあります。当社が本契約約款にて特に定めている部分を除き、サービス内容及び提供条件等は、変更後の提供事業者が定める利用規約等によるものとします。

第7条（提供条件）

第4条（本商品の内容）に定める組み合わせた全ての基本サービスの約款に同意のうえ申し込みした場合、本商品を提供します。契約期間中に、申し込まれた基本サービスの一部または全部を、変更または解約された場合、本商品の提供は終了します。

2. 当社は、本商品を個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる組織（個人事業主を含みます。）への提供は行わないものとします。また、利用者は個人的かつ非営利目的でのみ本商品を利用できるものとします。

第8条（申し込み）

本商品の提供条件を満たす場合、本契約約款を承諾したうえで、申込者は本商品を申し込むことができます。

2. 申込者である個人が未成年の場合は、法定代理人の同意を必要とします。
3. 申込者である個人が、成年後見制度に基づく被保佐人または被補助人の場合は、それぞれ保佐人または補助人の同意を必要とします。
4. 「まいにち充実プラン マンションタイプ」は、「しながわ光 施設利用サービス マンションプラン」、「しながわ光 施設利用サービス マンションプラン ライト」および「しながわ光 アパートメント サポートプラン」契約の物件に居住している場合で、かつ、料金表に定める要件を満たす場合は、申し込むことができます。
5. 1 申込者が本商品を複数申し込むことはできません。
6. 利用契約の期間中は、しながわ光 お得パック、しながわ光 期間割引特約を重複して申し込むことはできません。

第9条（申し込みの承諾）

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本商品の利用申し込みを承諾しない場合があります。

- (1) 申込者が本契約約款に違反するおそれがある場合
- (2) 申し込み内容に虚偽の記載があった場合
- (3) 本商品の提供が著しく困難である場合
- (4) その他、利用契約の締結が不適當である場合

2. 前項の規定により、当社が本商品の利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

第 10 条（利用契約の成立）

利用契約は、本商品の利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

第 11 条（契約期間）

本商品の契約期間は、第 4 条（本商品の内容）第 1 項に定める通りとします。

2. 契約期間は、対象となる基本サービスの利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とし、上記の契約期間が経過することとなる月の末日を満了日とします。
3. 前項の利用開始日が複数ある場合は、「しながわ光 テレビジョンサービス」または「しながわ光 インターネットサービス」のいずれか遅く到来する基本サービスの利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とします。

第 12 条（おまとめサービスの申し込みおよび利用開始）

おまとめサービスの申し込みには、基本サービスの利用契約が成立した時に付与される ID が必要です。

2. 当社は、加入者に対し、おまとめサービスの月額利用料を、おまとめサービスの開始日が属する月の翌月に、当社サービスの利用料金と合わせて請求するものとします。
3. 加入者は、提供事業者の利用規約等の定めに関わらず、前項の定める請求により、当社サービスの利用料金の支払いのために当社に登録をしている支払方法により、おまとめサービスの月額利用料を支払うものとします。

第 13 条（料金等の支払方法）

加入者は、料金表に定める月額利用料を、加入者が指定するクレジットカードで支払うものとし、その他の方法で支払うことはできません。ただし、当社が定める一定期間、当社への遅延なき支払い（本契約約款に基づく支払いとは限りません。）を継続した加入者については、クレジットカード以外の当社が指定する方法により支払いをすることができるものとします。

第 14 条（利用契約の更新）

利用契約の期間が満了した場合、利用契約は満了日の翌日から同期間更新するものとします。ただし、満了日の属する月に、加入者より利用契約の不更新の申し出がある場合は、この限りではありません。

2. 加入者が料金表に定める各プランまたはサービス品目等の変更を行う場合、変更後の各プランまたはサービス品目等の利用開始日が属する月の翌月初日が本商品の新たな契約開始日になるものとします。

第 15 条（利用契約の解除）

当社は、加入者の責めに帰すべき事由（共通約款に定める当社が行う利用契約の解除事由に準じます。）が認められる場合、利用契約を解除することができます。

2. 当社は、加入者が共通約款第 15 条（当社が行う基本サービス提供の停止）に該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、同条に定める基本サービスの提供の停止をすることなく利用契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、前二項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 第 1 項および第 2 項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を

本商品の利用終了日と定めます。

5. 第5条（オプションサービス）に定めるオプションサービス種目においては、利用終了日の属する月の翌月の契約更新日前日で利用契約が解除されます。ただし、オプションサービス種目の利用料金が発生していない場合は、利用契約の解除当日に視聴できなくなります。
6. 利用契約の満了予定日の属する月、その翌月および翌々月以外の月に利用契約の解除が行われる場合、加入者は料金表に定める解約料金を支払うものとします。

第16条（利用契約の解約）

加入者は、毎月末日付にて、利用契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

2. 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、利用契約の解約日として取り扱います。また、当該利用契約の解約日を本商品の利用終了日と定めます。なお、第5項の場合においては、別途定める日を当該利用契約の解約日として取り扱うものとします。
3. 第5条（オプションサービス）に定めるオプションサービス種目においては、解約を受け付けた翌日から起算し最短で到来する契約更新日前日で利用契約が解約されます。ただし、オプションサービス種目の利用料金が発生していない場合は、利用契約の解約当日に視聴できなくなります。
4. 利用契約の満了予定日の属する月、その翌月および翌々月以外の月に利用契約の解約が行われる場合、加入者は料金表に定める解約料金を支払うものとします。
5. 当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。

第17条（利用契約終了後の契約）

利用契約の終了後、加入者が引き続き基本サービスの利用を継続する場合に支払う月額利用料は、各基本サービス約款に定める通常料金が適用されるものとします。

2. 利用契約の終了後、加入者はいかなる理由においても、引き続きしながわ光 テレビジョンサービス約款に定める「専用 TV コース（まいにち充実プラン）」および第5条（オプションサービス）に定めるオプションサービス種目の利用を継続することはできません。

第2節 雑則

第18条（損害賠償の免責）

当社が第15条（利用契約の解除）、第16条（利用契約の解約）の規定により、本商品の利用を解除、解約、制限、停止、休止、廃止したことによって利用者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 本商品により提供される各種情報の内容の正確性、最新性、有用性、完全性等について、当社は何らの保証をしないものとします。利用者およびその他の第三者が、本商品にて提供される情報に基づいて行った活動によって利用者およびその他の第三者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 利用者が、本商品の利用により第三者に損害を与えた場合、当社の責に帰すべき事由を除き、当該利用者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 第15条（利用契約の解除）および第16条（利用契約の解約）の規定により利用契約が解除または解約されたことにより当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契

約が解除された場合はこの限りではありません。

付則

本契約約款は、2022年4月1日より施行します。

●ケーブルプラス電話に関する特約

1. (適用条件)
加入者が別に定めるケーブルプラス電話利用規約のサービスを利用している場合に本特約が適用となるものとします。
2. (適用期間)
本特約が適用となる期間は、本契約約款第11条(契約期間)で定める期間とするものとし、もっとも遅くに到来する対象となるサービスの利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とし、期間が経過することとなる月の末日を満了日とするものとします。
3. (月額利用料)
月額利用料は、料金表に定める定期契約商品のプラン月額利用料から1世帯につき913円割り引かれるものとします。
4. (解除)
加入者が本特約の1.(適用条件)を満たさなくなった場合、もしくは本契約約款第7条(提供条件)を満たさなくなった場合、当社は本特約を解除するものとします。

別記

商品名	契約期間	基本サービスの組み合わせ (*1)(*2)	貸与機器	
			C+STB または Hit Pot	モデム等
まいにち充実プラン ホームタイプ	3年	しながわ光テレビ しながわ光インターネット	●	●
まいにち充実プラン マンションタイプ	2年	しながわ光テレビ しながわ光インターネット	●	●

(*1) 以下、略称です。

・「しながわ光テレビ」は、「しながわ光 テレビジョンサービス」の略称です。

・「しながわ光インターネット」は、「しながわ光 インターネットサービス」の略称です。

(*2) 組み合わせ可能な基本サービスの対象となるサービス品目は、料金表に定める通りとします。